政令第三百九十号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「次回」の下に「及び次々回」を加える。

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一種の項中「一一七、一〇〇円」を「一一七、五〇〇円」に、「五四、五〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「五一、七〇〇円」を「五二、三〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、令和六年四月一日から適用する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十二号

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定）

第一条　総合法律支援法（次条において「法」という。）第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、令和六年能登半島地震による災害に続いてその被災地において更に生じた令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害を指定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

第二条　前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2　前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から令和七年九月十九日までとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

最高裁規則

○最高裁判所規則第十六号

裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

最高裁判所

裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一初任給調整手当の月額の欄中「一九、〇〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「三〇、九〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「四五、一〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五四、一〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（初任給調整手当の内払）

2　改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の裁判官の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

最高裁判所長官　今崎　幸彦